

特定計量器販売事業者の皆様へ

～ 必ずお読みください ～

1 販売事業者の遵守事項

適正な計量の実施を確保するため、販売事業の届出をした事業者には、次の遵守事項が定められています。（計量法施行規則第19条）

- (1) 届出に係る特定計量器の性能及び使用の方法、当該特定計量器に係る法の規制その他の当該特定計量器に係る適正な計量の実施のために必要な知識の習得に努めること。
- (2) 届出に係る特定計量器を購入する者に対し、適正な計量の実施のために必要な事項を説明すること。

※「取引・証明に使用するはかり」を購入される方には検定証印又は基準適合証印が付された「はかり」を販売し、その正しい使用方法と定期検査の受検義務について説明をお願いします。また、「はかり」は重力加速度の関係で使用場所が制限されているものがあります。購入される方に使用場所を確認のうえ、適切な「はかり」を販売してください。

【遵守事項に違反した場合の措置】（計量法第52条第2項～第4項）

- ア 知事は、販売事業者が遵守すべき事項を遵守しないため、当該特定計量器に係る適正な計量の実施の確保に支障を生じていると認めるときは、当該販売事業者に対し、これを遵守すべきことを勧告することができる。
- イ 知事は、アの規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- ウ 知事は、アの規定による勧告を受けた販売事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 届出事項に変更が生じた場合

届出者の氏名、名称、住所及び代表者の氏名に変更があったとき、営業所の名称、所在地に変更があったときは、遅滞なく埼玉県知事に「届出書記載事項変更届」を提出してください。（計量法第51条第2項）

お問い合わせ 埼玉県計量検定所 立入検査・登録指導担当 TEL 048-652-2171 FAX 048-660-1901
